おくやみハンドブック



岩倉市





ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

岩倉市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。 このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

岩倉市役所 0587-66-1111 (代表)

事前準備について

各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認していただき、ご来庁の前に、事前準備をしてください。





各種手続きの確認



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



持ち物の確認



市役所での手続き(3ページ~)の「該当手続きチェックリスト」をご確認してください。

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、お越しください。

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○死亡届等○健康保険・世帯主変更○年金関係の手続き○公共料金等の手続き(37 ページ参照)○遺言書の調査・遺言書の検認○相続人の調査・確定○相続財産の調査○相続放棄・限定承認	— (39・40 ページ参照)
4 か月 以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10 か月 以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○預金の払戻・解約・名義変 更等	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

岩倉市で必要な手続きについては11ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認してください。大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、 必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

該当手続きチェックリスト

亡くなられた方が次の事項に該当していた場合は、手続きが必要です。

詳細に関しては、右枠「参照ページ」をご確認してください。

本人確認書類は、顔写真付きのもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等) なら1点、顔写真付きのものではない場合(介護保険証・年金手帳等)は2点必要です。

市民窓口課(市役所1階)

対象者	チェック イ	主な手続き	参照ページ
世帯主だった方		●世帯主の変更【必要なもの】・本人確認書類・委任を受けた場合、委任状	p.11
印鑑登録をしていた方		●印鑑登録証の返還【必要なもの】・印鑑登録証	p.11
マイナンバーカー ドをお持ちの方		●マイナンバーカードの返納【必要なもの】・マイナンバーカード	p.11
住民基本台帳カードをお持ちの方		●住民基本台帳カードの返納【必要なもの】・住民基本台帳カード	p.11
国民健康保険に加入していた方		 ●資格確認書等の返還 ●保険税の精算 ●世帯主の変更による、資格確認書等の差替え ●葬祭費の支給申請 【必要なもの】 ・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証等 ・喪主の振込口座がわかるもの ・会葬礼状等喪主の氏名がわかるもの 	p.12

対象者	チェック	主な手続き	参照ページ
国民健康保険の 被保険者がいる世 帯の世帯主であっ た方		●世帯主の変更による、資格確認書等の差替え及び保険税の精算【必要なもの】・本人確認書類・国民健康保険資格確認書等	p.13
後期高齢者医療制度に加入していた方(75歳以上の方、または65歳~74歳の方で一定の障害があり加入していた方)		 ●資格確認書の返還 ●保険料の精算 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の支給申請 【必要なもの】 ・本人確認書類 ・後期高齢者医療資格確認書 ・相続人代表者の振込口座がわかるもの ・喪主の振込口座がわかるもの ・会葬礼状等葬儀の日にちや喪主の氏名がわかるもの 	p.13
福祉医療(障害者医療、精神管害者医療、子どう () を受いる () を受いる () を受給していた方		 ●受給者証の返還及び資格喪失の届出 ●福祉医療費の支給申請 【必要なもの】 ・本人確認書類 ・亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ・相続人代表者の振込口座がわかるもの(福祉医療費の支給申請をされる方のみ) 	p.15
年金を受給してい た方、または国民 年金に加入してい た方		●各種年金の請求 【必要なもの】 ※手続きによって必要書類が異なりますので、ご来庁時に窓口でご 案内いたします。	p.15

長寿介護課(市役所1階)

市役所での手続き

対象者	チェック イ	主な手続き	参照ページ
高齢者福祉サービスを利用していた方 ・ねたきり老人等介護者手当 ・認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ・生活支援型給食サービス ・緊急通報システム ・すこやかタクシー料金助成 ・リフトタクシー料金助成 ・助問理美容サービス ・紙おむつ支給事業 ・高齢者見守り家族支援サービス		●辞退または資格喪失の届出【必要なもの】・返却物 (左記 (※) のサービスを利用していた方)	p.16
介護保険に加入していた方 (65歳以上の方、または40歳~64歳の方で 要介護認定を受けていた方)		●介護保険被保険者証の返還●介護保険負担限度額認定証の返還●介護保険負担割合証の返還	p.16
要介護・要支援認定を受けていた方、総合事業の対象者で、高額介護サービス費を受給されていた方		●高額介護サービス費の申請 【必要なもの】 ・相続人代表者の本人確認書類 ・相続人代表者の振込口座がわかる もの	p.17

福祉課(市役所1階)

対象者	チェック	主な手続き	参照ページ
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を持っていた方		●各種手帳の返還 【必要なもの】 ・本人確認書類 ・委任を受けた場合、委任状 ・各種手帳	p.17
各種障害の手当を受給していた方		 ●各種手当の喪失届 ●未受領金の請求 【必要なもの】 ・本人確認書類 ・委任を受けた場合、委任状 ・障害者手帳 ・「亡くなられた方と生計を同一とされていた方」の振込口座がわかるもの 	p.18

市役所での手続き

税務課(市役所2階)

チェック 対象者 主な手続き \checkmark ページ ●現所有者申告の手続き 【必要なもの】 固定資産税・都市計画税が課税 • 本人確認書類 p.19 されていた方 ・法定相続人でない場合は、その固定資産の現所 有者であることがわかる書類(遺産分割協議書 等) ●相続人代表者指定の手続き p.19 市民税・県民税、軽自動車税が 2 【必要なもの】 課税されていた方 p.20 • 本人確認書類 原動機付自転車、ミニカー、 ※内容によって異なりますので、ご来庁時に窓口 小型特殊自動車等を所有されて p.20 でご案内いたします。 いた方 ●納付承継の相談 市税等を納付していた方 p.20 ●振替口座の廃止 ※必要なものはありません ●振替口座の申し込み 市税等を口座振替していた方 p.20 【必要なもの】 • 預貯金通帳 ・ 通帳の届出印 ・キャッシュカード

環境政策課 (市役所3階)

対象者		・犬の登録鑑札			
犬を登録していた方			p.21		

上下水道課 (市役所3階)

対象者	チェック イ	主な手続き	参照 ページ
水道を使用していた方		●水道の使用者の名義変更または中止(電話・インターネットで手続き可)	p.21
		●所有者の名義変更	
給水装置を所有していた方		【必要なもの】	p.21
		・新旧所有者の関係がわかる書類	

商工農政課 (市役所4階)

対象者		主な手続き	参照 ページ
農地(田・畑) を所有していた方		●農地法第3条の届出【必要なもの】・農地法第3条の3第1項の規定による届出書・土地登記簿謄本(相続等で権利を取得したことがわかる書類)	p.22

市役所での手続き

都市整備課 (市役所4階)

対象者	チェック	主な手続き	参照ページ
市営住宅に入居していた方		 ●退去の届出 【必要なもの】 ・市営住宅退去届 ・市営住宅入居決定通知書 ●承継の申請 【必要なもの】 ・市営住宅入居承継承認申請書 ・入居名義人の死亡が明らかとなる書類 ・入居する者に係る収入を証する書類 ・世帯全員の住民票の写し ●異動の届出 【必要なもの】 ・市営住宅同居人異動・氏名変更届 ・世帯全員の住民票の写し ・入居者の死亡が明らかとなる書類 	p.23

こども家庭課(市役所6階)

対象者	チェック	主な手続き	参照ページ
児童手当を受給していた方		●受給事由消滅の届出●未支払請求●認定請求	p.24
児童手当を受給していた方の配偶者 の方		●個人番号変更等申出の手続き	p.25
児童手当の支給対象児童または多子 加算の算定児童(22歳年度末まで) となっていた方		●手当額改定の届出または受給事由消滅の届 出	p.25
児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩 倉市遺児手当を受給していた方		●資格喪失の届出 ●未支払請求 ※新たに児童を監護・養育する人が手当を受 給するには、手続きが必要です。	p.25
児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩 倉市遺児手当の支給対象児童となっ ていた方		●手当額改定の届出または受給資格喪失の手 続き	p.27
18 歳到達年度終了までの児童を監護・養育している父母等だった方(ひとり親家庭となった場合)		●認定請求	p.27
保育園・認定こども園・幼稚園を利用 している児童の保護者		●世帯員の変更●保護者情報の変更	p.28
保育園・認定こども園・幼稚園を利用 している児童		●退所の届出	p.28
放課後児童クラブ利用児童		●学童の利用中止の届出	p.29
放課後児童クラブ利用児童の保護者		●保護者情報の変更	p.29

協働安全課 (市役所 6 階)

対象者	チェック イ	主な手続き	参照ページ
岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用していた方		●返還手続きまたは継続手続き【必要なもの】・本人確認書類	p.26

住民登録に関する手続き

手続き世帯主の変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方が世帯主で、亡くなられた時のご家族が3人	死亡日から 14 日以内
以上の場合、新たに世帯主を決めていただく必要があります。	手続き可能な人
	同一世帯の方 / 委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 委任を受けた場合、委任状	市民窓口課

手続き 印鑑登録証の返還

手続き詳細	期。限
亡くなられた方が印鑑登録をされていた場合、印鑑登録は死	なし
亡日をもって失効します。	手続き可能な人
同時に、印鑑登録証は使用できなくなりますので、返還また は廃棄してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の印鑑登録証	市民窓口課 🏗 0587-38-5807

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期。限
亡くなられた方がマイナンバーカードを所持されていた場合、	なし
死亡日をもってカードは廃止となりますので、返納の手続き	手続き可能な人
が必要です。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード	市民窓口課 🏗 0587-38-5807

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方が住民基本台帳カードを所持されていた場合、	なし
死亡日をもってカードは廃止となりますので、返納の手続き	手続き可能な人
が必要です。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民窓口課 🏗 0587-38-5807

国民健康保険に加入していた方の手続き

手続き 被保険者証等の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、資格確認書等の返	速やかに
還が必要です。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等	市民窓口課 2587-38-5833

手続き保険税の精算

手続き詳細	期限
国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、加入月に応じて保険税額が変	速やかに
更になります。	手続き可能な人
既に納付済みの保険税額を確認し、残りの保険税額、もしくは還付の案内を するための手続きが必要です。	同一世帯の方 相続人の代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等	市民窓口課 ☎ 0587-38-5833

手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭を行った方(喪主)に、葬祭費として 5 万円が支給されます。	葬祭を行った日の翌日 から 2 年以内
必要なもの	手続き可能な人
□本人確認書類	葬祭を行った方(喪主)
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	問い合わせ先
□ 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用にかかる領収書等亡くなられた方と喪主の氏名がわかるもの)	市民窓口課 公 0587-38-5833
□ 喪主の振込口座がわかるもの (喪主以外の口座に振込を希望 する場合は、代理人選任届の記入が必要となります)	

国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主であった方の手続き

手続き 世帯主の変更による、被保険者証等の差替え及び保険税の精算

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、国民健康保険に加入していなくても、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主であった場合、世帯主の変更が必要です。 変更後に、新しい世帯主が記載された資格確認書等を発行します。また、既に納付済みの保険税額を確認し、残りの保険税額、もしくは還付の案内をするための手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方 相続人の代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類□ 世帯内の国民健康保険加入者の国民健康保険資格確認書等	市民窓口課 公 0587-38-5833

後期高齢者医療制度に加入していた方の手続き

手続き被保険者証等の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、資格確認書	速やかに
の返還が必要です。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 後期高齢者医療資格確認書	市民窓口課
□ 特定疾病療養受療証(該当する方)	☎ 0587-50-0360

後期高齢者医療制度に加入していた方の手続き

手続き保険料の精算

手続き詳細	期限
後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合、加入月に応じて保険料額	速やかに
が変更になります。	手続き可能な人
既に納付済みの保険料額を確認し、残りの保険料額、もしくは還付の案内をするための手続きが必要です。	相続人の代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書□ 代表相続人の預貯金通帳	市民窓口課 2587-50-0360

手続き 葬祭費の支給申請

一手続き詳細	州 八	
亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者で あった場合、葬祭を行った方(喪主)に、葬祭費と	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内	
	手続き可能な人	
して5万円が支給されます。	葬祭を行った方(喪主)	
必要なもの		問い合わせ先
□本人確認書類 □ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 □ 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状 領収書等亡くなられた方と喪主の氏名がわかる □ 喪主の振込口座がわかるもの(喪主以外の口座 は、申請書の委任欄に記入が必要となり、市が見 だきます)	もの) に振込を希望する場合	市民窓口課 25 0587-50-0360

手続き 高額療養費の支給申請

福祉医療を受給していた方の手続き

福祉医療とは、障害者医療、精神障害者医療、子ども医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療の5つの医療のことをいいます。該当の方には受給者証が交付されていますので、以下により手続きしてください。

手続き 受給者証の返還及び資格喪失の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が福祉医療受給者であった場合、受給者証の 返還及び資格喪失の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類□ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	市民窓口課 ☎ 0587-50-0360

手続き 福祉医療費の支給申請

手続き詳細	期限
亡くなられた方が福祉医療の受給者であった場合、生前に県	支払った日の翌日から5年以内
外受診等で医療機関の窓口で支払った一部負担金がある場合、 相続人の代表者に支給します。	手続き可能な人
作物に入り行う公台に又和しより。	相続人の代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 領収書 (※医療保険対象の総点数が記載されているもの) □ 相続人代表者の振込口座がわかるもの	市民窓口課 ☎ 0587-50-0360

年金を受給していた方、または国民年金に加入していた方の手続き

手続き 各種年金の請求

手続き詳細	期限
(如た吟も - 毛娃も出た人声変形にもまます)	速やかに
	手続き可能な人
	生計同一の三親等以内の親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民窓口課 🕿 0587-38-5833

2 0587-38-5811

高齢者福祉サービスを受けていた方の手続き

手続き 高齢者福祉サービスの辞退等の届け出

手続き詳細 以下のサービスを利用していた場合、辞退または資格喪 速やかに 失の届出が必要です。 手続き可能な人 (1)ねたきり老人等介護者手当、認知症高齢者等見守り どなたでも可 SOS ネットワーク事業、生活支援型給食サービス、高 ※ねたきり老人等介護者手当は受給者、 齢者見守り家族支援サービス 高齢者見守り家族支援サービスは利 (2)緊急通報システム 用者に限ります。 (3) すこやかタクシー料金助成、リフトタクシー料金助成、 ※認知症高齢者見守り SOS ネットワー 訪問理美容サービス、紙おむつ支給事業 ク事業は、親族もしくは成年後見人 必要なもの 問い合わせ先 □ 返却物 上記(2)のサービスを利用の場合:緊急通報装置及びその附属品 長寿介護課

上記(3)のサービスを利用の場合:未利用の利用券または助成券

介護保険に加入していた方の手続き

手続き被保険証等の返還

手続き詳細	期限	
亡くなられた方が介護保険の被保険者であった場合、介護保険被保険 者証・介護保険負担限度額認定証・介護保険負担割合証の返還が必要 です。	速やかに	
	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認 定証、介護保険負担割合証	長寿介護課 ☎ 0587-38-5811	
MEMO		

高額介護サービス費を受給されていた方の手続き

手続き 高額介護サービス費の申請

手続き詳細	期限
亡くなられた方が高額介護サービス費を受給されていた場合、振込み先を相続人代表者の口座へ変更するための手続きが必要です。	原則サービス利用月の翌月1日か ら2年経過すると時効となります。
さか必安しす。	手続き可能な人
	相続人の代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者の本人確認書類 □ 相続人代表者の振込口座がわかるもの	長寿介護課 ☎ 0587-38-5811

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 を持っていた方

手続き 各種手帳の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害者手帳を所持されていた場合、死亡日をもって	速やかに
喪失となりますので、手帳の返還が必要です。	手続き可能な人
	親族の方 委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 亡くなられた方の障害者手帳 □ 委任を受けた場合、委任状	福祉課 23 0587-38-5809

各種障害の手当を受給していた方の手続き

手続き 各種手当の喪失届

手続き詳細	期限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡日をもって資格喪失	速やかに
します。	手続き可能な人
手続きが遅れた場合、過払いが発生する可能性がありますので、早めの手続きをお勧めします。	親族の方 委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 委任を受けた場合、委任状	福祉課 公 0587-38-5809

手続き 未受領金の請求

手続き詳細	期限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡日をもって資格喪失	速やかに
します。	手続き可能な人
また、資格喪失したタイミングによっては、未支払い手当が発生している可能性がありますので、早めの手続きをお勧めします。	親族の方 委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 委任を受けた場合、委任状	福祉課 ☎ 0587-38-5809
	2 0307 30 3007
□「亡くなられた方と生計を同一とされていた方」の口座番号が わかるもの	
□ 生計同一証明書 (亡くなられた方とご遺族が別居されていた場合)	

税に関する手続き

手続き 固定資産税・都市計画税の現所有者申告の手続き

手続き詳細

固定資産を所有している方が亡くなられた場合は、相続による所有権移転手続き(相続登記や未登記家屋名義変更申請)が完了するまでの間は、「現所有者※」が納税義務者となり、その現所有者を申告いただくものです。(詳しくは、43ページをご覧ください。)

- ※現所有者とは、法定相続人の方、遺産分割により土地・家屋を 所有することとなった方等をいいます。
- ※相続による所有権移転手続きが完了するまで、相続人全員の共有財産となり、相続人全員に納税の義務が課せられます。ただし、相続人それぞれが自分の持分に応じて支払うのではなく、相続人のうち1人が代表(現所有者の代表者)して支払うことになります。

期限

現所有者となってから3か 月以内に「固定資産現所有者 申告書」を提出してください。

手続き可能な人

亡くなられた方の法定相続 人の方、遺産分割により土 地・家屋を所有することとなった方

必要なもの

- □本人確認書類
- □ 法定相続人でない場合は、その固定資産の現所有者であることがわかる書類(遺産分割協議書等)

問い合わせ先

税務課 ☎ 0587-38-5806

市税条例の規定により、申告は義務となっているため、ご協力お願いします。

手続き 市民税・県民税の相続人代表者指定の手続き

手続き詳細

市民税・県民税(住民税)は1月1日現在に居住しているところで課税されるため、1月2日以降に納税義務者の方が亡くなられた場合には、前年の所得に対する市民税・県民税が課税されます。そのため、相続人のうちお一人を代表者として納税通知書等を受領していただく方を選出していただくものです。(詳しくは、44ページ、45ページをご覧ください。)

速やかに

手続き可能な人

亡くなられた方の納税義務 を引き継ぐ法定相続人の方

必要なもの

□ 本人確認書類

問い合わせ先

税務課

2 0587-38-5806

納税義務者が亡くなられた後、相当の期間内に相続人代表者指定届が提出されない場合は、市で相続人 代表者を指定することがあります。 手続き

原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車等を所有されていた方の手続き

手続き詳細	期限
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に原動機付自転車等を所有 している方に対して課税されます。そのため、原動機付自転車等を	速やかに
所有している方が亡くなられた場合は、名義変更または廃車の手続	手続き可能な人
きが必要になります。引き続きほかの方が使用する場合は名義変更	・亡くなられた方の相続人
の手続きを、どなたも使用しない場合は、廃車の手続きをしてくだ	の方
さい。誰も使用しない場合でも、廃車の手続きをしないと、今後も	・亡くなられた方の相続人
軽自動車税(種別割)が課税されることになります。	から依頼を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
	· · 税務課
□ ナンバープレート	☎ 0587-38-5806
□ 標識交付証明書	

名義変更または廃車の手続きが行われていない場合は、市で相続人代表者を指定することがあります。

手続き 未納の税金の納付承継

手続き詳細	期限
亡くなられた方の税の納付状況や納付方法等を確認していただき、 未納の税金が残っていた場合は、納付書等の発行を依頼して納付し	速やかに
	手続き可能な人
てください。	亡くなられた方の相続人 の方等
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 0587-38-5806

手続き 市税等の振替口座の廃止、変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方名義の口座から市税等を振替されていた場合、振替口座	速やかに
の登録を廃止する必要があります。また相続人等別の方名義の口座に変	手続き可能な人
更をされる場合は新しい振替口座の登録手続きが必要となります。	亡くなられた方の相 続人の方等
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座の申し込み】 □ 預貯金通帳、通帳の届出印または、キャッシュカード	税務課 ☎ 0587-38-5806

振替口座の廃止手続きを行ったとしても、銀行等に通知が行くものではありません。

犬を登録していた方の手続き

手続き 飼い主の変更の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が犬の登録をされていた場合、飼いえの変更の毛続きが必要です。	速やかに
い主の変更の手続きが必要です。	手続き可能な人
※登録状況により異なるため、お問い合わせくだ さい。	どなたでも可(新たな飼い主が望ましい)
必要なもの	問い合わせ先
□ 犬の登録鑑札 □ 狂犬病予防注射済票	環境政策課 公 0587-38-5808

水道を使用していた方の手続き

手続き 水道の使用者の名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方から、新たな使用者に名義を変更	速やかに
するか、水道の使用を中止する手続きが必要です。 (電話・インターネットで手続き可)	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 🕿 0587-38-5816

給水装置を所有していた方の手続き

手続き 給水装置の所有者の名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方から、新たな給水装置の所有者に名義を変更する手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 新旧所有者の関係がわかる書類 ※売買契約書(写)または不動産登記事項証明書(写)等	上下水道課 ☎ 0587-38-5816

農地に関する手続き

手続き 農地 (田・畑) の相続手続き

手続き詳細	期。限
亡くなられた方が農地(田・畑)を所有されていた場合、相続登記が完了した後、市農業委員会に届け出る	相続が発生したことを知った時点から おおむね 10 か月以内
手続きです	手続き可能な人
	相続した方 相続した方から委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
□ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 □ 土地登記簿謄本 (相続等で権利を取得したことがわかる書類)	商工農政課 ☎ 0587-38-5812
MEMO	
	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

市営住宅に入居していた方の手続き

手続き 退去の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が入居名義人で、単身者である場合、退去の届 出をしていただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	入居名義人の親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 市営住宅退去届 □ 市営住宅入居決定通知書	都市整備課 ☎ 0587-38-5814

手続き 承継の申請

手続き詳細	期限
亡くなられた方が入居名義人で、同居者が引き続き居住を希望	速やかに
される場合、入居の承継をしていただく必要があります。	手続き可能な人
	同居者
必要なもの	問い合わせ先
□ 市営住宅入居承継承認申請書	都市整備課
□ 入居名義人の死亡が明らかとなる書類	☎ 0587-38-5814
□ 入居する者に係る収入を証する書類	
□ 世帯全員の住民票の写し	

手続き 異動の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が同居者の場合、異動の届出をしていただく必	亡くなられた日から 20 日以内
要があります。	手続き可能な人
	入居名義人
必要なもの	問い合わせ先
□ 市営住宅同居人異動・氏名変更届 □ 世帯全員の住民票の写し	都市整備課 公 0587-38-5814
□ 同居者の死亡が明らかとなる書類	

児童手当を受給していた方の手続き

手続き 受給事由消滅の届出/未支払請求

手続き詳細	期限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給事由消滅の手続	亡くなられた日から 15 日以内
き及び未支払いの手当を支給対象児童の口座に支払いをする	手続き可能な人
手続きが必要です。	新たに児童を監護・養育する方 (配偶者等)
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 支給対象児童名義の振込口座がわかるもの	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

手続き 認定請求

手続き詳細

児童手当の受給者が亡くなられた場合、新たに児童を監護・	亡くなられた日から 15 日以内	
養育する方(配偶者等)が、児童手当を受給するためには手 続きが必要です。	手続き可能な人 新たに児童を (配偶者等)	監護・養育する方
	(即阴石寸)	問い合わせ先
□本人確認書類□マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)□申請者名義の振込口座がわかるもの		こども家庭課 ☎ 0587-38-5810
手続き期限を過ぎると原則、遅れた月分の手当を受けられなくなります。 必要に応じてその他書類等の提出をお願いする場合があります。		
MEMO		
	•••••	

児童手当を受給していた方の配偶者の方の手続き

手続き 個人番号変更等申出の手続き

手続き詳細	期限
児童手当の受給者の配偶者の方が亡くなられた場合、個 人番号変更等申出の手続きが必要です。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続き可能な人
	児童手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
□本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

児童手当の支給対象児童または多子加算の算定児童(22歳年度末まで)となっていた方の手続き

手続き 手当額改定の届出または、受給事由消滅の届出

手続き詳細	期限
児童手当の支給対象児童または多子加算の算定児童が	亡くなられた日から 15 日以内
亡くなられた場合、手当額改定の届出または受給事由	手続き可能な人
消滅の手続きが必要です。	児童手当の受給者または配偶者の方
必要なもの	問い合わせ先
□本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当を受給していた方の手続き

手続き 資格喪失の届出/未支払請求

手続き詳細

児童扶養手当等の受給者が亡くなられた場合、資格喪失の 手続き及び未支払いの手当を支給対象児童の口座に支払い をする手続きが必要です。

必要なもの

- □ 本人確認書類
- □ 支給対象児童名義の振込口座がわかるもの (2人以上の場合は、年長者のもの)
- □ 児童扶養手当証書

期限

速やかに

手続き可能な人

新たに児童を監護・養育する方 (祖父母等)

問い合わせ先

こども家庭課

2 0587-38-5810

児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当を受給していた方の手続き

手続き 認定請求

手続き詳細	期限
児童扶養手当等の受給者が亡くなられた場合、新たに児童	速やかに
を監護・養育する方(祖父母等)が児童扶養手当等を受給	手続き可能な人
するためには、手続きが必要です。	新たに児童を監護・養育する方 (祖父母等)
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類は、申請者の状況により異なるため、担当 課までお問い合わせください。	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

所得制限等により手当が支給されない場合もあります。

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手続き

手続き 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用している方で、パートナーが亡くなられた場合にお手続きが必要です。	亡くなられた日から3か月以内 手続き可能な人 宣誓者
必要なもの	問い合わせ先
□本人確認書類	協働安全課 ☎ 0587-38-5803
MEMO	

児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当の支給対象児童と なっていた方の手続き

手続き 手当額改定の届出または、受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期限
児童扶養手当等の支給対象児童が亡くなられた場合、手当額	速やかに
改定または資格喪失の手続きが必要です。	手続き可能な人
	児童扶養手当等の受給者の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類 □ 児童扶養手当証書	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

18歳到達年度終了まで(児童扶養手当は児童に一定の障害がある場合20歳未満)の児童を監護・養育している父母等だった方(ひとり親家庭となった場合)の手続き

手続き 認定請求

一一ができれ	别。
18 歳到達年度終了まで(児童扶養手当は児童に一定の障害	速やかに
がある場合 20 歳未満)の児童を監護・養育する父母等が亡	手続き可能な人
くなられた場合、新たに児童を監護・養育する方(配偶者等) が児童扶養手当等を受給するためには手続きが必要です。	新たに児童を監護・養育する方 (配偶者等)
必要なもの	問い合わせ先
必要な書類は、申請者の状況により異なるため、担当課 までお問い合わせください。	こども家庭課 ☎ 0587-38-5810

所得制限等により手当が支給されない場合もあります。

保育園・認定こども園(保育部分)に関する手続き

手続き世帯員の変更

手続き詳細	期限
世帯員が亡くなられた場合は、世帯員を変更する届出が	速やかに
必要です。	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども家庭課 ☎ 0587-50-0372

手続き保護者情報の変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方が保護者の場合、保護者情報変更のためのロルバン悪です。	速やかに
の届出が必要です。	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども家庭課 ☎ 0587-50-0372

手続き 退所について

手続き詳細	期限
亡くなられた方が通園児の場合、退所の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども家庭課 ☎ 0587-50-0372

各種手続き

放課後児童クラブを利用されていた方の手続き

手続き 放課後児童クラブの利用中止の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた児童が放課後児童クラブをご利用の場合、	亡くなられた月中
届出が必要です。	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども家庭課 ☎ 0587-50-0372

手続き 放課後児童クラブの保護者情報の変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方が保護者の場合、保護者情報変更のため	速やかに
届出が必要です。	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども家庭課 ☎ 0587-50-0372

MEMO

	• • • • • • •	•••••	•••••	•••••	••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
•••••	•••••		•••••		••••				•••••					• • • • • • • •		• • • • • • • •			•••••		• • • • • • • •	• • • • • • • • • •
•••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	•••••	• • • • • • •	•••••	•••••	•••••	•••••	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
•••••		• • • • • •	•••••		••••	• • • • • • •	• • • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	••••		•••••	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • • •
		•••••	•••••		•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••		•••••	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	••••	•••••	• • • • • • •		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••	• • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	•••••	• • • • • • • • •	

代理権授与通知書 (委任状)

			1 0/=1			X II IV				
岩倉市	長 殿						年	<u>:</u>	月	日
	住 所									
委 任 人	氏 名									
者	生年月日	大正・昭和	・平成・令和年	月	日	電話番号				
私	(本人) は	下記の者	が を代理人	、として、	、次の事具	頁を委任	したので、	通知し	ます。	
	住 所									
代受理任	氏 名									
人者	生年月日	大正・昭和	・平成・令和年	月	日	電話番号				
委任	する事項	の番号に	_○をつけ	⁺ 、□に	チェック	してくだ	さい。			
1	住民票の写 □世帯票	こしの交付申	i請 □個人票				番号の表示が。 <u>す。</u> (代理人)			<u>ග</u>
			□住民票コ 票および本籍		□個人番号				ます。	
	戸籍に関す	る証明書の)交付申請		本籍地(必ず詞	己入してくださ	.\)			
	□戸籍全部	了事項証明	(戸籍謄本)							
2	□戸籍個人	、事項証明	(戸籍抄本)		筆頭者(必ず詞	己入してくださ	,·)			
	□戸籍の附	票								
	□身分証明				必要な人の名前	Ú ()
		関する届出								
3		録申請に係る	委任の場合は登	登録印を持参				fあてに照会	書を郵送し、	_
		<u>を持参いたた</u> 関する届出	<u>いてから登録5</u> 	<u>で」となりま</u>	<u>. g</u> のじ、甲請 [?]	変すぐに印鑑:	ご 球 証 明 青 を 父	:1N 9 ること(ょじさません	0
4	□転入届	-	<u>'</u> □転出届		 □転居届					
		動に付随す	ころ ころ ころ ころ ころ ころ ころ ころ	ベア(伊藤		く合まい				

・この委任状は必ず本人(委任者)が自署してください。

5

その他

- ・委任状を偽造し行使したものは、私文書偽造罪等で刑事罰の対象となり、損害賠償を負う場合があります。
- ・代理人(受任者)は、窓口で本人確認書類等を提示してください。
- ・意思確認のため、本人様(委任者)に電話確認させていただく場合がございます。

戸籍等の郵送請求について

戸籍関係証明書(※)については本籍のある市区町村に、住民票関係証明書については住民登録のある(あった)市区町村に郵送で請求することができます。

請求される際の詳細は、それぞれの市区町村役所(役場)へお問い合わせください。

下記の書類を同封して送付してください。

1 申請書

日中に連絡のとれる電話番号をご記入ください。

② 手数料(手数料は市区町村によって異なりますので請求先にご確認してください。)

手数料は郵便局で発行の定額小為替でお願いします。

③ 申請者の本人確認書類のコピー

申請者の氏名・住所・生年月日が確認できるもので有効期間内のもの(裏面等に住所等が記載されている場合は、裏面等のコピーも必要です)。

公的機関が発行した顔写真付きのもの(マイナンバーカード・運転免許証等)なら1点、顔写真付きのものでない場合(健康保険証・介護保険証等)は2点必要です。

4 返信用の封筒

申請者の住所、氏名を記入し郵便切手を貼ってください。 お急ぎの場合は速達料金分の切手を追加し、封筒に速達の表示をしてください。

(5) その他必要書類 ※必要な場合のみ

- ・申請者の氏名が載っていない戸籍を請求される場合は、請求された戸籍と申請者との関係が わかる戸籍等のコピーを同封してください。
- ・代理人として申請される場合は、委任状を同封してください。

岩倉市へ請求する場合の送付先

〒 482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 6 6 番地 岩倉市役所市民窓口課 宛て 0587-38-5807

- ・戸籍謄抄本(全部・個人事項証明)の発行には、死亡届を本籍地に届け出た場合は1週間程度、本籍地以外に届け出た場合は2~3週間程度かかります。
- (※) 戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本については、本人、その配偶者または直系のご親族であれば、どこの市区町村の窓口でもお取りいただけます(運転免許証、マイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です)。岩倉市に請求した場合、請求の翌営業日に交付となります。

戸籍 謄 抄 本 等 · 住 民 票 交 付 請 求 書 (郵 送 用)

					年	月	日
	本籍地						
	筆頭者					とは戸籍のれている人	
戸	戸籍	全部事項証明(謄本)(全員のもの) 個人事項証明(抄本) 対象者氏名	通	.	記載の必要な内 最新の戸籍た (対象者氏名:	ごけ必要	\
籍謄	除籍	(一部の人のもの) () 全部事項証明 (謄本) (全員のもの)	通通		死亡の記載の (対象者氏名:	のある戸籍)
抄 本	24.971	個人事項証明(抄本) 対象者氏名 (一部の人のもの) ()	通		(出生・婚姻 (死亡・婚姻・) ~) Ø
等の	改製原戸籍	全部事項証明 (謄本) (全員のもの) 個人事項証明 (抄本) (一部の人のもの) 対象者氏名 (一部の人のもの)	通 通		『籍が必要 (対象者氏名: その他 ()
請求	附票	全部証明(全員のもの) -部証明 対象者氏名 (一部の人のもの) ()	通	$\frac{1}{1} \rightarrow \frac{1}{1}$	付票による証明 最新の住所の 過去の住所の (住所:	証明が必	要
	身分証明	対象者氏名	通通		着と対象者が 任状が必要で		<u>)</u> ない場
	その他		通				
<i>(</i> -)	N	<u> </u>					
住民票の	住所			1 :	記載の必要な	東頂にチ-	ェック
かの写し	世帯票(全部)	世帯主氏名()		を入れてくだ	さい。	
\mathcal{O}	世帯票(一部)	対象者氏名())	I	□本籍・筆頭□続柄・世帯		,
請求	個人票 除票 (個人票のみ)	対象者氏名 () 対象者氏名 () 対象者氏名 ())	, z	□その他(※チェックがない 証明事項のみ記載		
請求の事由	□旅券 (パスポ □相続 (□その他 ()の死亡に伴う相続→その方。 !由をご記入ください。※申請者と対象者が同一の	とのご の場合	関係())
請	住所(返送	光(を) ※住所(返送先)の記載のある本人確認					
求	H.		関係:	:本人・	夫・妻・子・ク	2母・孫・	祖父母

※1 証明書の手数料は市区町村によって異なりますので請求先にご確認ください。

電話

※2 この用紙のほか、次のものを添えてご請求ください。

名

昼間の連絡先

氏

- (1)交付手数料分の定額小為替(郵便局で販売しています。おつりのないようにご用意ください。)
- (2)返送用封筒(返送先住所・郵便番号を記入の上、必要な金額の切手を貼り付けてください。)なお、返送先は、請求者本人

同一世帯員・その他(

携带

- の住民登録地または本人確認書類で確認できる住所となります。 (3)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど写真付きの身分証明書のコピー。お持ちでない場合は、年金手帳、社 員証、学生証などのうちの2点をコピー)
- ※本人以外の請求の場合は、関係の分かる戸籍のコピーや委任状等が必要な場合があります。

別紙1

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

令和 年 月 日

愛知県岩倉市長 様

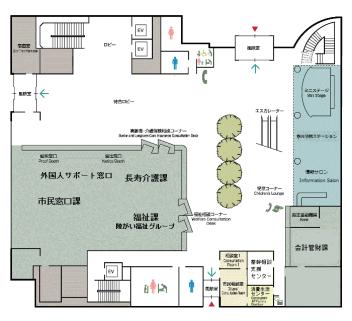
※請求には本人確認資料が必要です。

		その他の注意事項は裏	を囲に記載	3 70 (V) 3	K 9 0
	住所	Т.,	_		
	1.444	Tel			
	本籍				
請求者					
	フリガナ		T•S		
	筆頭者の氏名	生年月日	H•R	年 月	日
	フリガナ		T•S		
	氏名	生年月日	H•R	年 月	日
	請求者との関係				
	□本人		者(夫又は		
	□直系尊属(父母又は祖父母)	など) □直系』	卑属(子又)	は孫など)	
	本籍]請求者 と同じ
対 象 者					
	フリガナ	M•T•S			請求者
	筆頭者の氏名	生年月日 H·R	年 月	日	と同じ
	フリガナ	M•T•S]請求者
	氏名	生年月日 H·R	年 月	日	と同じ
	□対象者の現在の戸籍				
以悪れ言欲の	□対象者が生まれてから亡くな				
必要な戸籍の 範囲	□対象者が生まれてから現在を				
		まで在籍した戸籍			
han a sa a	□その他(以よニュュ ューンから、)		
門か必要ですか。 必:	要なものにチェックをつけて、部数	奴を記入してくたさい。			_
	□ 戸籍(除籍)証明書 戸籍(改製原戸籍又は除籍	シに記載されている古今日	ヨの証明		台
必要な証明の種類	□ 戸籍(除籍)電子証明書提		マツ皿切		
	戸籍(改製原戸籍又は除籍		員の電子証	明	音
		<u> </u>			
市区町村使用欄	本人確認 個	��・旅・在・その他 ()		

交付通数

全部事項証明	通	改製原戸籍謄本	通	戸籍電子証明書提供用識 別符号	通
除籍全部事項証明	通	除籍謄本	通	除籍電子証明書提供用識 別符号	通

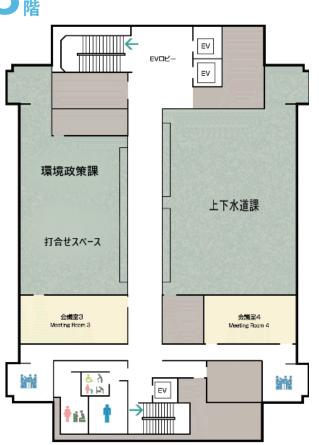




会議室2 Morring Poon 2

相談室2

3階





5階



6階





8階



市役所以外での主な手続き一覧

☑必要な手続きがあればチェックしましょう

ナエック	+続きの種類	王な手続き	問い合わせ先等
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関等
	株式等	名義変更	各証券会社等
	遺言書(自筆)	検認(開封)	名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮市公園通4-17 ☎0586-73-3162 (家事事件係•受付)
	遺言書(自筆)	遺言書保管事実証明書遺言書情報証明書	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎0586-71-0600
	固定電話•携帯電話	契約継承•解約	各契約会社等
	インターネット	名義変更•解約	各契約会社等
	NHK受信料	名義変更•解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更•解約	領収書に記載されている会社 及び営業所
	運転免許証	返納	江南警察署 江南市木賀町大門23 ☎0587-56-0110

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先等	
	クレジットカード	解約	各契約会社	
	ケーブルテレビ	名義変更•解約	各契約会社	
	不動産登記関係	土地•家屋等相続登記	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎0586-71-0600	
	国税関係 (相続税·所得税·消費税)	相続税•所得税• 消費税申告	小牧税務署 小牧市中央1丁目424 ☎0568-72-2111	
	国債	記名変更•償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局	
	年金	 一宮年金事務所(☎0586-45-1418)に手続き内容(遺族年金等)を確認してください。 ・共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続き内容(遺族年金等)を確認してください。 		
	二輪の軽自動車・ 小型自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048	
	三輪・四輪の軽自動車	名義変更	軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所 ☎050-3816-1773	
	普通自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048	

相続に関する手続きチェックリスト

	#0 5	/+- +/
項目	期日	備考
相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の配偶者または直系のご親族であれば、どこの市区町村の窓口でも戸籍謄本を取得できます(運転免許証、マイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。)。配偶者または直系のご親族でない場合は、本籍の市区町村の窓口でのみ取得できます。
遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
遺言書の検認	遅滞なく	遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。 なお、公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。
相続財産の調査	速やかに	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議 (協議書の作成)	遺言書がなく、法定相続分以外で遺産を分ける場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。	

\checkmark	項目	期日	備考				
	相続登記の申請	3年以内	不動産の所有者が亡くなられ、土地や建物の名義を相続人に変更するには、法務局で相続登記の申請が必要です。 *相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが義務化されました。				
	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所のHP等でご確認してください。				
	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。				
	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数				
MEMO							

相続登記はお済みですか

~相続登記・遺産分割を進めましょう~



令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されました

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得 した相続人は、その所有権の取得を知った日か ら3年以内に相続登記の申請をしなければな らないこととされました。

詳しくは…

不動産を相続した方へ





不動産に関するルールが大きく変わります!

※ 全国で所有者不明土地が増えています。



公共工事や災害復旧が進まない等、周囲にも悪影響が…

相続登記の申請の義務化等

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- •相続登記の申請義務を果たすための「相続人申告登記」も設けられました。
- ・相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。
- ※ そのほかのルールも段階的に変わります!



詳しくは…

なくそう所有者不明土地





.た土地を国が引き取る制度が始まっています!

相続土地国庫帰属制度(令和5年4月27日から)

①承認申請 ※審査手数料の → ②要件審査・承認





■ 3申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付





【重要】 通常の管理または処分をするに当たり過分の費用または労力を要する土地は引取り不可

- (例)・建物や障害物のある土地
 - ・土壌が汚染されている土地
 - 権利等で争いのある土地等

詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



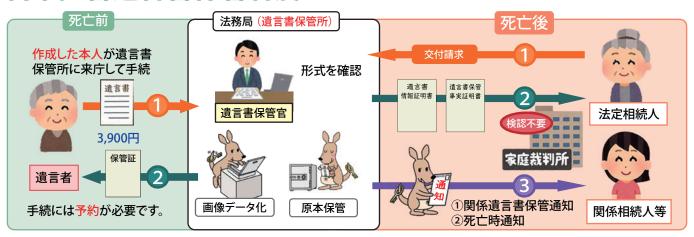




法務局の相続に関する制度のご紹介

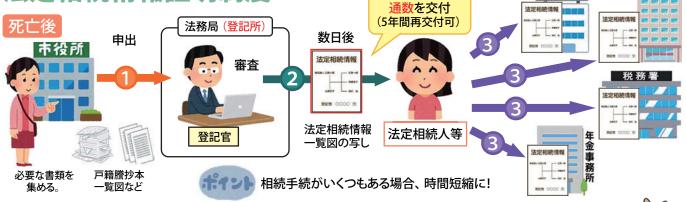
言書を法務局で保管できます

自筆証書遺言書保管制度



より便利に! 法定相続人の・ 覧図を証明します







詳しくは…

法定相続情報 法務局



自筆証書遺言 法務省

無料で必要な





お問い合わせは、お近くの法務局へ

登記申請に関する手続き案内は、対面、電話、ウェブ(本局のみ)で行っています。

登記手続き案内は完全予約制ですので、前日までに ご予約をお願いします。

名古屋法務局手続き案内

手続き案内予約サービス



- ◎ 登記手続き案内時間(土・日・祝日・年末年始の休日を除く。) 9時から12時まで ※受付時間は9時から11時30分まで
- **13時から16時まで** ※受付時間は13時から15時30分まで
- ◎ 登記手続き案内の予約方法

【対面・電話】管轄の法務局へお電話ください。

【ウェブ】法務局手続き案内予約サービスにて、ご予約ください(24時間予約可)。

※ 個人での手続きが難しい方は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士等、専門家への相談を御検討ください。 愛知県司法書士会 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号 052-683-6683



固定資産の所有者が亡くなられた後の手続きのご案内

土地や家屋等の固定資産の所有者が亡くなられた場合、固定資産税・都市計画税の納税義務は、相続される方に引き継がれます。必要となる手続きは、所有している資産や相続の状況によって下記のとおり異なります。

名義変更について

亡くなられた方の資産の一覧は、税務課で取得できる「固定資産名寄帳兼課税(補充)台帳」 で確認できます。遺産分割協議等を経て、名義変更をする際の受付窓口は次のとおりです。

- *土地 *家屋(登記) 法務局
- ①「土地」「家屋(登記)」の相続登記は、 法務局が窓口となります。必要書類等 がありますので、詳しくは名古屋法務 局一宮支局(0586-71-0600)へお尋ね ください。



- ②「家屋(未登記)」の名義変更については、 税務課へ申請が必要です。必要書類等 がありますので、詳しくは下記までお問 い合わせください。
- ○未登記家屋の名義変更申請のお問い合わせ先 岩倉市税務課 固定資産税グループ ☎ 0587-38-5806(直通)

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

 ······ MEMO		•••••
 ••••••		
 •••••	•••••	
 •••••	•••••	
 •••••	•••••	
 •••••		

納税義務者が亡くなられた後の市民税・県民税の手続きのご案内

納税義務者がお亡くなりになられました後、必要となる市民税・県民税の手続きについてご 案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、税務課までご連絡ください。

● 納税義務の承継

市民税・県民税は、1月1日(賦課期日)現在岩倉市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税されます。このため、1月2日以後に納税義務者が亡くなられた場合は、その年1年分の市民税・県民税の納税義務があります。

相続人の方は、亡くなられた方の納税義務を引き継ぐことになりますので、亡くなられた方に未納の税額(納期未到来分を含む。)がある場合には、この税額を納めなければなりません。なお、納めすぎの税額がある場合は還付されます。

● 相続人代表者の届出

岩倉市では相続人のうちのお一人を代表者として納税通知書等を送付しています。 相続人のうちのどなたが相続人代表者になられるのか、「相続人代表者指定届」(次頁)に必 要事項を記入して、税務課へ提出してください。

手続きの際は、

- ①この用紙、②窓口に来られる方(相続人代表者)の本人確認書類、
- ③亡くなられた方(被相続人)の納税通知書

をご持参ください。

※ 納税義務者が亡くなられた後、相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。

● 相続放棄・限定承認した場合の手続き

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をし、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。また、限定承認した相続人は、相続によって得た財産が限度となります。家庭裁判所が発行する「相続放棄(限定承認)申述受理通知書」の写し等を税務課へ提出してください。

相続放棄・限定承認の手続きについては、管轄の家庭裁判所へお問い合わせください。

○相続人代表者指定届の提出先及び問い合わせ先 岩倉市税務課 市民税グループ ☎ 0587-38-5806(直通)

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 ※「相続人代表者指定届」は郵送でも提出できます。

相続人代表者指定届

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

届出人

住 所

氏 名

電話番号

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、 次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

1被相続人(亡くなられた方)

死亡時の		
住(居)所		
ふりがな	T-1-	
氏 名	死亡年月日	

2相続人代表者(納税通知書受取人)

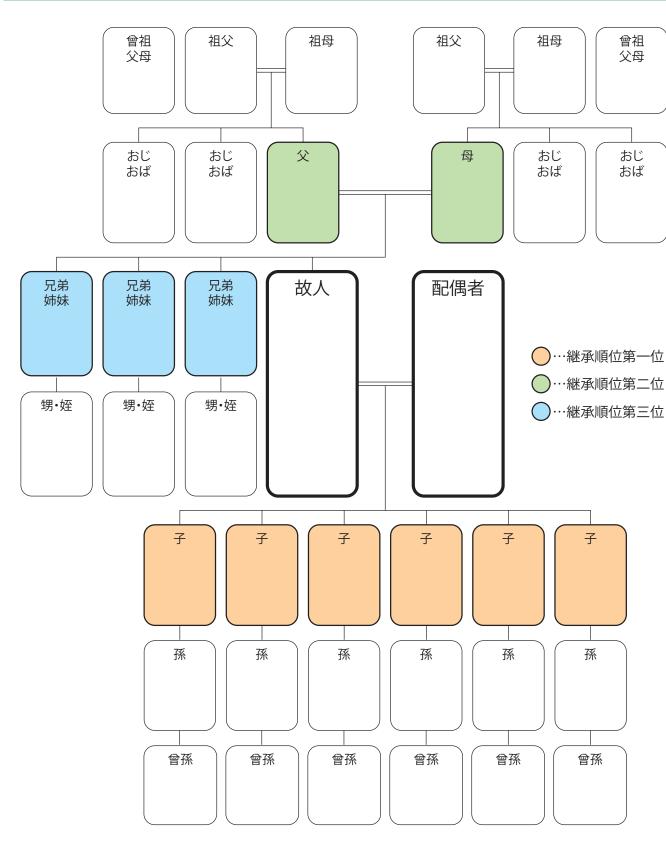
住(居)所		相続人と の続柄	相続割合	
ふりがな				
氏 名	生	上年月日		

3その他の相続人

住(居)所		
ふりがな	被相続人と	相続
氏 名	の続柄	割合
住(居)所		
ふりがな	被相続人と	相続
氏 名	の続柄	割合
住(居)所		
ふりがな	被相続人と	相続
氏 名	の続柄	割合
住(居)所		
ふりがな	被相続人と	相続
氏 名	の続柄	割合

この届出は、財産の相続登記には関係ありません。

相続放棄した場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出してください。



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

				,
	所在地	名義人	持ち分	備考
不動		0 0 0 0 0	• • •	
不動産		•	•	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	♣╗₩問々	士亡々	金額	/# #z
	金融機関名	支店名	並	備考
預貯金	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
金			0 0 0	
	名 称	内容	保管場所等	
その他の資産	н 12	13 1	BK II W 1 G	ин Э
他の	•••••		•	
資産	••••	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
连				
借	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			••••••
•	•••••••			
ij	•••••	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
生	保険会社	種類•内容	受取人	備考
112		1500 1300	~~~	C. 1911
保降		TEX FIG.	~-~~	UT - J
保険·損		TEAR FIG.	2-10/	C- enu
生命保険•損害保		TEAR FITT	2-10/	U.S. C.
『保険・損害保険』 				
) 険	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
) 険				
) 険				
"保険•損害保険 公的年金				
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
) 険	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金 個人年金·企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金 個人年金·企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金 個人年金·企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考

MEMO	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	•••••
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	•••••
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

発 行 岩倉市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年10月



